

1. 農村コミュニティの必要性

近年都市への人口集中がすすみ、農村の人口は急激に減少して、いわゆる過疎状態を呈してきた。これは農業所得と他産業所得との格差、農村における雇用機会の過少および生活環境が悪化などに起因している。この過疎状態を救うには、信頼や連帯を根底において人びとがヨコの関係をもつてつながるコミュニティの形成が有効であろう。各取組・所得・年齢層が混在した、そして自然へのとけこみをもった生活の場が確保できるコミュニティづくりがめざさるべきである。このコミュニティについてさらに具体的に利点をあげてみよう。

(1) 雇用機会の増大と所得の向上

人が集まることによって生ずる商店、諸施設は人の集う場所をつくる。また、人の集まることによって近隣の都市との間にバス等の公共交通機関の運行が容易になり、雇用機会が拡大される。

このコミュニティを構成している人びとの職業は、農業、近隣の都市へ通勤するサラリーマン、このコミュニティに住んでいる人びとを対象にした商業・サービス業、公務員、それの場合によってはここに適した工業もあってよい。農業は専業の場合もあるが、兼業も多い。このような姿で、このコミュニティに住んでいる人の所得は、都市に住んでいる人と同等になる。

(2) 生活環境の整備と社会公共投資の効率化

所得の向上に伴って個人的な生活環境の整備が行なわれるだろうが、同時に人びとが集まっているために社会公共投資が効率的に行なわれて、これによって環境の整備が促進される。分散しているときには公共投資ができなかった上水道、下水道、道路あるいは図書館、体育館、診療所等多くの施設が利用しやすい形で設けることができる。都市のよいところである以上のことが、コミュニティを形成することによって可能になる。元来農村にある緑と水をはじめとする自然がこの都市の長所と結びついて、都市にまざる環境がここに作りあげられる。

(3) 都市におけるスプロールの防止

都市から交通幹線に沿ってスプロールする人びとを、この農村コミュニティに誘導する。こうすることによって都市の無計画な膨張が防止できる。

2. コミュニティ・モデルの提案

コミュニティ・モデルとして人口2万、すなわち1中学校、2小学校区を考えてみる。

(1) 規模・職業等

1戸平均家族数を4人とすれば、世帯数は5,000戸となる。人口密度を1ha当たり平均100人とすれば、所要面積は200haとなる。5,000戸のうち専業農家の世帯数を400戸、また他産業に従事する世帯と同じ所得を得るためには5haの農地が必要であるとすると、合計 $5 \times 400 = 2,000$ haの農地が必要となる。また、兼業農家の世帯数を400戸とし、耕作する農地を平均2haとすると、合計 $2 \times 400 = 800$ haの面積となる。農地面積は結局2,800haである。住宅地として必要は200haを

加えて3,000ha すなわち30km²が全体の面積である。これを正方形とすると一辺5.5kmとなり、対角線の長さは約7.8kmとなる。

中央に住宅地を配するとすると、農地のもっとも遠いところまで約3.9kmである。したがって遠い農地に対しては自動車、自転車を利用した通勤農業となる。農地は各農家一個所にまとめ、耕作しやすい形とする。また、農地には作業所を付設、農機具類はここに常置しておく。専業農家以外の4,600戸の世帯は、近くの都市に通勤して働く人びとがこのコミュニティで働く商業、サービス業、公務等に従事する人びとで構成される。住宅総数5,000戸の構造は、一戸建(低層)2,000戸、集団住宅3,000戸、うち1,000戸低層(1~2階)、2,000戸中層(3~5階)とする。

(2)交通

このコミュニティと外部、とくに肉付き深い都市との間は、通勤通学に重要な役割を果たすバス路線となる道路の整備を図る。また、他のコミュニティ等周辺地域との間の往来に支障のないように道路系統を形成させる。

コミュニティ内の道路については、つぎのようなことに留意する。一は歩行者の安全を守ることである。そのためには歩車道の分離を行ない、また住宅地内とくに小ざら子どもが通る道は自動車の通行を制限する。二は住宅地内に於ける交通公害の防止である。騒音・排気ガス等の防止のために、自動車の往来の烈しい幹線道路は住宅地の外を通し、内部に自動車が通ることをなるべく避ける。三は便利ということである。バスの停留所の位置、駐車場の設置等についての配慮が必要である。四は農村コミュニティの長であるが、トラクター、コンバイン等の農作業用の緩速車に対する配慮である。これら緩速車の置場、通る農道等に留意し、普通車の通行と干渉し合わないようにする。

(3)施設

住宅地200ha すなわち2km²の中央部にコミュニティセンターを設ける。そしてここに市町村の役所・公民館の出先機関である住民サービスセンター、農協、公民館、老人・婦人・青年・子ども等の集会場、図書館、体育館、診療所、商店街等を配し、その他駐車場、近隣公園、派出所、消防署等も設ける。以上の他、上水道、下水道等の生活施設、幼稚園、保育所、児童公園等の教育・レクリエーション施設、農業倉庫、農機具センター、農産物集荷・加工・冷蔵設備、商店、揚子板、公衆電話、ポスト等の生産・流通・情報施設を適宜設ける。

3. 実現のための手順

この農村コミュニティを実現するには、人びとの理解を得なければならず、必要な費用の見通しも立ておかねばならない。とくに農業に従事する人びとに対しては、違った農業経営の姿になるだけに十分な話し合いが必要である。この計画が確立したとしても、実現を急ぐてはならない。たとえば農家が建ちかわるとき、また近くの都市で働く人が住宅を求めるときなどの機会をとらえて、あらかじめ計画してある所定の場所に入ってもらい、公営施設も年次計画を立てて整備する。また、本計画を推進するのに特別な立法ができればよいが、それができない場合は現行法令・制度を利用する。農協の力も場合によっては借りる。

本研究は、昭和49年度九州大学経済学部都留教授等と行った佐賀市域内での調査研究(佐賀市：農村コミュニティ(1971))が発端で、以後熊本市周辺についても適用を考えてみたものである。